

「消防用設備等の点検制度のあり方についての検討会」の発足

消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検の制度については、消防用設備等の適正な維持管理に効果をあげているところですが、近年、大規模・複雑化した建築物の増加により、消防用設備等の維持管理についての作業が増えていることから、防火対象物の消防用設備等の設置状況及び機器の経年劣化等を踏まえた消防用設備等の点検の簡素合理化を図るための方策について検討を行います。

1 検討課題

- (1) 防火対象物における消防用設備等の設置状況の確認
- (2) 消防用設備等の設置後の経過年数とその劣化状況についての確認
- (3) 新技術を用いることにより消防用設備等の点検業務の効率を高めるための検討

2 構成員

(五十音順・敬称略)

委員：飯塚正則	千葉市消防局 予防部参事兼予防課長
内田正夫	埼玉県 消防防災課長
大久保勲	(社)日本火災報知機工業会 常務理事兼事務局長
大島眞美	(社)全国消防機器販売業協会 常務理事兼事務局長
大塚忠弘	(社)日本照明器具工業会 特別事業担当部長
大森勲	(社)全国消防機器協会 常務理事兼事務局長
金子勉	(財)東京防災指導協会 専務理事
小嶋潤一郎	名古屋市消防局 予防部指導課長
小林恭一	危険物保安技術協会 理事
鈴木康幸	総務省消防庁 予防課設備専門官
竹原善久	(社)日本消火器工業会
中上博二	(財)広島県消防設備管理協会 常務理事
長澤良治	(財)日本消防設備安全センター 業務部長
沼田邦彦	(社)日本消火装置工業会技術委員長
松村保雄	東京消防庁 予防部査察課長

3 スケジュール

平成18年10月12日(木)に第1回を開催し、年度内に3回程度開催し報告書をとりとめる予定です。

(事務連絡先)

総務省消防庁予防課 伊藤、村上

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消防用設備等の点検制度のあり方について についての検討の概要

検討の理由・目的

現状

- ・超高層建築物
 - ・大空間を有する建築物
 - ・巨大複合建築物
- 等の大規模化・複雑化した建築物の増加

総合操作盤を設置した(義務設置)大規模建築物が8年間で5倍以上に増加している

平成10年 383対象物
平成17年 2,178対象物

総合操作盤の設置を要する建築物の要件

- 延べ面積が5万㎡以上
 - 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が3万㎡以上の防火対象物
 - 延べ面積が1000㎡以上の地下街
 - 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万㎡以上※
 - 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が2万㎡以上の特定防火対象物※
 - 地階の床面積の合計が5000㎡以上※
- ※消防長又は消防署長が火災予防上支障があると認めて指定するもの

消防用設備等の維持管理に係る作業量増加

現行点検制度

+

新技術・知見の蓄積

消防用設備等の点検への新技術の活用を図る

(見込まれる効果)

- 機器不具合の早期発見
 - ・常時監視
 - ・自動点検による点検周期短縮
- 効果的な点検の実施
 - ・経年劣化を踏まえた点検実施
- 点検業務の簡素合理化
 - ・自動点検機能による省力化

検討の内容

- 防火対象物における消防用設備等の設置状況の確認
- 消防用設備等の点検への新技術の活用
(イメージ)
総合操作盤等から定期的に点検開始信号を送信することにより、電氣的に設備等の状況を点検し異常の有無を集中監視する
- 消防用設備等の劣化状況についての確認
(イメージ)
設備機器等の経年劣化の状況を整理分析し、点検の実施に対する留意点をまとめる